

第16日

令和6年12月20日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案7件の送付を受け、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

まず、第117号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、人事院勧告に伴う議員、職員等の給与等の改定及び人事異動等に伴う人件費等に要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億3,905万7,000円を追加し、予算総額を458億2,775万2,000円といたしました。

それでは、歳出の内容について説明いたします。

人件費につきましては、議員、職員等の給与等の改定及び退職手当組合への特別負担金等の増額に、職員の人事異動等による減額を合わせ1億3,007万1,000円を計上いたしました。

人件費以外の歳出につきましては、民生費で介護保険特別会計への繰入金として898万6,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として地方交付税3,160万4,000円、基金繰入金1億653万1,000円及び市債92万2,000円を計上いたしました。

第118号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び第119号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも人事院勧告に伴う職員等の給与等の改定による増額に、職員の人事異動等による減額を合わせた人件費について補正するものであります。

第118号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、直営診療施設勘定におきまして歳入歳出それぞれ369万8,000円を追加し、予算総額を4億4,369万9,000円といたしました。

第119号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ898万6,000円を追加し、予算総額を62億4,249万5,000円といたしました。

次に、第120号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の制定による会計年度任用職員への勤勉手当の支給等に伴い、規定の整備を行いたいのでこの条例を制定しようとするものであります。

第121号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市議会議員及び市長等の期末手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第122号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じて職員の給与の改定を行い及び国家公務員の制度に準じて被災地への職員派遣等に係る単身赴任手当を支給したいので、この条例を制定しようとするものであります。

最後に、第123号議案朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が制定されたこと等に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当等を支給したいので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

お諮りします。発議案第1号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いします。

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書（2）をお開きください。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第117号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題

といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第118号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第119号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第120号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第121号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第122号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第123号議案朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第1号については、質疑を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案の質疑を終わります。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

委員会付託表（2）をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。お諮りいたします。第117号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思ひます。

また、発議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

---

午前11時15分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第105号議案ほか6件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 北川清文君登壇)

○総務文教常任委員長(北川清文君) 喉を痛めておりますので、聞き苦しい点があるかと思ひますが、御了承願いたいというふうに思ひます。

ただいま議題となりました第105号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第105号議案朝倉市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、現行の特殊勤務手当に新たに災害応急作業等従事手当を加えるものです。これは、国または朝倉市以外の地方公共団体等の要請に基づき現地に派遣され、災害時の応急作業及び災害状況調査等を行う職員に対し手当を支給するための改正です。手当の額は、福岡県に準拠し1日730円、夜間において1,095円で、施行日は令和7年4月1日です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第111号議案財産の取得について(パソコン)です。

取得する財産はパソコン1,277台で、取得価格は2億4,070万6,620円です。契約の相手方は、株式会社内田洋行九州支店です。現在、市では学校教職員及びコミュニティ事務局職員用を含め1,544台のパソコンを保有しています。このうち、購入から5年以上経過しているものは処理速度が遅く、老朽化に伴う不具合等も頻発しているため、新たに取得し

入れ替えを行います。審査に当たりましては、パソコンの使用期間及び1台当たりの単価とその内容についてたどしました。

執行部によりますと、パソコンの法定耐用年数は4年であるが、実際の寿命はおおむね5年とされており、朝倉市では最低6年以上使用しているとのこと。また、1台当たりの単価は約18万8,000円で、基本的なソフトウェアが入った状態のものが納入され、令和7年度にセキュリティ対策等を実施した後に導入する見込みであり、更新前のパソコンについては令和8年度以降に売却予定とのこと。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第113号議案指定管理者の指定について（朝倉地域体育施設）です。

本件は、朝倉地域体育施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求められているものです。

対象施設は朝倉市朝倉体育センター、朝倉球場、朝倉テニスコート、朝倉ゲートボール場の4施設です。指定管理者の候補者は株式会社クリーン商会・株式会社スポーツ・プラスワン共同企業体で、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

当該4施設は、平成24年度から指定管理者制度を導入しており、現在は株式会社クリーン商会・株式会社スポーツ・プラスワン共同企業体が管理を行っています。本年度末に指定管理の期限を迎えるにあたり、本年8月に指定管理者の公募が行われました。その後、10月に開催された朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、事業計画書、収支計画書等の書類審査及び応募団体からの説明と質疑応答が行われました。選定委員による採点の結果、基準点を上回ったため当該企業体が指定管理者候補者として選定されたものです。

審査に当たりましては、公募に応じた団体が1団体であったことを踏まえ、指定管理に参画しようとする企業にとって、朝倉地域の体育施設が魅力的な施設と捉えられていないのではないかとこの点についてたどしました。

執行部によりますと、指定管理者の応募に際し、ほかに市外の事業者から1件の問合せがあったものの、「市内に営業所または事業所を有すること」という要件に合致せず、断念されたとのこと。また、人口の多い自治体の施設ほどには、集客が見込めないという点では魅力に欠けると捉えられる可能性があることは否定できないとしながらも、市としては、指定管理者による自主事業をサポートをしつつ、指定管理のメリットを生かした理想的な管理運営の在り方を研究し、よりよい体育施設をつくっていききたいとのこと。

委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第120号議案の報告に入ります前に、関連がありますので第123号議案朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審

査の経過及び結論を報告いたします。

改正の内容は、地方自治法の一部改正等に伴い、市の会計年度任用職員に対する勤務手当及び地域手当に係る報酬の支給制度を創設するとともに、報酬額の改定期間を変更するものです。

1点目に、勤務手当の年間支給月額が1.0月です。

2点目に、地域手当に係る報酬の支給率は2%です。これは、後ほど第122号議案で報告いたします。福岡県が、地域手当の支給対象地域となったことによる市職員への地域手当の支給と併せ措置するものです。施行日は、勤勉手当及び地域手当に係る報酬いずれも令和7年4月1日です。

3点目に、報酬額の改定期間についてです。改正前は、給与条例の改正に係る条例が施行された日の属する翌会計年度の4月1日からであったものが、改正後は給与条例の改正の例により改定されることとなります。

一例を挙げますと、人事院勧告等に基づく給与改定の際、改正前は市職員について当該年度の4月1日に沿って適用される場合であっても、会計年度任用職員については翌年度から適用していたものを、改正後は市職員と同じ取扱いとし、市職員が4月1日に沿って適用を受けるときには同様に沿って適用を受けることとなります。

ただし、時間額で報酬を定めるパートタイムの会計年度任用職員の報酬については、改正給与条例の施行日の属する月の翌月からの改定となります。

審査に当たりましては、会計年度任用職員の処遇改善を取り巻く社会情勢についてたどりました。

執行部によりますと、様々な職種を担う会計年度任用職員が存在する中で、職責の違いにより報酬月額に差が生じることを前提としながらも、社会の動きとしては会計年度任用職員の処遇改善を求める情勢にあるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第120号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、主に、先に述べました会計年度任用職員への勤勉手当の支給等に伴い、育児休業取得中の会計年度職員へも同様に勤勉手当を支給するため、規定の整備を行うものです。

現在、基準日時点で育児休業を取得中の職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には勤勉手当を支給していますが、会計年度任用職員については支給の対象外とされています。改正後は、会計年度任用職員についての除外規定を削除し、要件を満たしていれば勤勉手当を支給することとしています。

審査に当たりましては、対象となる会計年度任用職員について、基準日以前6か月以内

における勤務日数の違いがある場合、支給額に差が生じるかとの点についてただしました。

執行部によりますと、当該期間内の勤務日数に応じ支給額を決定するため差が生じる場合があるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第121号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、市議会議員及び市長等の令和6年度12月支給分の期末手当を0.05月引き上げ、あわせて令和7年度以降の期末手当の支給配分を変更することで、年間の支給月数を3.40月から3.45月に変更するものです。本改定は、本年の人事院勧告に基づく国の指定職の期末勤勉手当の支給月数の引き上げによって生じる国と市との較差分の解消を図るための措置です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第122号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改定は、国家公務員の給与改定方針に準じ、職員の給与の改定を行うとともに、同じく国家公務員の制度に準じ、被災地への職員派遣等に係る単身赴任手当の支給制度を創設するものです。まず、人事院勧告で示された官民較差の解消に係る改定についてです。

1点目に、本年の勧告で示された公務の職場と民間事業所との月例給の較差を解消するため、給料表の改正を行うものです。初任給及びおおむね30歳代後半までの若年層の職員の給料に重点を置き、全ての職員を対象とした給料月額を引き上げを行います。施行日は公布の日からで、適用は令和6年4月1日に遡及します。

2点目は、期末勤勉手当の支給月数の改定です。民間の賞与の支給割合に見合うよう市職員については4.50月から0.10月引き上げ4.60月とし、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分を配分します。

また、定年前再任用短時間勤務職員については、2.35月から0.05月引き上げ2.40月とし、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分します。施行日は公布の日からで、令和6年度分の適用は令和6年12月1日に遡及します。

次に、人事院勧告で示された給与制度改革、いわゆる給与制度のアップデートに伴う改定についてです。施行日はいずれも令和7年4月1日です。

1点目に、給料表の改定です。市職員の給料の支給額は給料表における職務の級と号給の組み合わせで決定されますが、そのうち3級から4級、4級から5級など級が昇格する際に給料の額が大きく上昇する新給料表を導入し、現行の号給から新たな号給への切替えを行います。

2点目に、地域手当の創設です。第123号議案の報告で述べましたように、福岡県が地域手当の支給対象地域となったことに伴い、市職員に対し新たに地域手当を支給します。なお、福岡県が該当する5級地の支給割合は4%ですが、段階的措置として、令和7年度の支給率は2%とされています。

3点目は、扶養手当の見直しです。令和7年度及び令和8年度において、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を段階的に1万3,000円に引き上げます。

4点目に、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る住居手当の創設です。市職員に準じ、当該職員に係る住居手当を支給します。

5点目に、管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大です。平日深夜に係る支給対象時間帯について、現行の午前零時から午後5時までを、改正後は午後10時から翌日の午前5時までに拡大します。

最後に、国家公務員の制度に準じた単身赴任手当の創設についてです。施行日は令和7年4月1日です。災害派遣等による異動により単身赴任の必要が生じた職員の経済的な負担軽減を目的に、単身赴任手当を支給します。単身赴任手当の額は月額3万円で、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上の場合、その距離に応じ7万円を上限に加算した額を支給します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。お聞き苦しいところがあったと思います。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。2番石井副委員長。

○総務文教常任副委員長（石井清治君） 委員長の説明の中で、第123号議案の中での勤勉手当という呼称に対して一部勤務手当という言い回しがありましたことは、この中では勤勉手当ということで説明に代えたいと思います。

もう一点、今度は第122号議案の中で報酬額の改定時期の中で、当該年度の4月1日に沿ってという呼称でございましたけど、遡ってということで訂正をさせていただきます。以上です。

○議長（小島清人君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第105号議案朝倉市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はあり

ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案財産の取得について（パソコン）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案指定管理者の指定について（朝倉地域体育施設）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第120号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第120号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第121号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第121号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第122号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第122号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第123号議案朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第123号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第101号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇）

○環境民生常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第101号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第101号議案専決処分について（朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の

一部を改正する条例) です。

本改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、令和6年10月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため議会に承認を求められているものです。

改正内容は、重度障害者医療の支給対象者等の所得制限等の規定の一部に、児童手当法施行令の所得制限等の規定を引用していましたが、児童手当法の改正による所得制限の撤廃に伴い、児童手当法施行令が改正され引用していた条文が削除されました。

また、施行令改正に伴い、福岡県重度障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱において、従前どおり所得制限を設ける改正が行われたことから、本市においても福岡県に準じた所得制限を設けることとしたものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第104号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてです。

事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれにおいて、債務負担行為を行うものです。まず、事業勘定においては国民健康保険資格確認書等封入封緘業務委託料で、期間を令和7年度まで、限度額を131万6,000円とする債務負担行為です。令和7年7月の資格確認書等の更新を行うための業務委託料であり、新年度が始まってすぐに業務に取りかかる必要があるため、あらかじめ債務負担行為を設定し、業者選定等の準備を進めていくものです。

次に、直営診療施設勘定においては、健診システム及び臨床検査連携システム構築等業務委託料で、期間を令和6年度から令和7年度、限度額を2,585万円とする債務負担行為です。健診の予約から検査結果のデータ管理、精密検査実施等の追跡調査や保健指導を行うためのシステムを構築し、併せて臨床検査結果入力 of 正確かつ効率化のため、臨床検査連携システムを導入するものです。

現在のシステムは、令和7年10月までの運用となり、新システムの構築等には時間を要するため、債務負担行為を設定し、業者選定等を進めていくものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第114号議案指定管理者の指定について(健康福祉館)です。

本件は、朝倉市健康福祉館の指定管理を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求められているものです。朝倉市健康福祉館の指定管理者は、株式会社甘木観光ホテル甘木館、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

当該施設は、平成16年に開館しました。近年の運営状況では、令和3年4月から6月ま

での3か月間休館して大規模改修を行い、その後、令和3年7月から令和7年3月31日までを指定期間として、現在は株式会社クリーン商会在管理を行っています。今年度末に指定期限を迎えるにあたり、本年8月に指定管理者の公募が行われました。その後、10月に開催された朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、事業計画書、収支計画書等の書類審査及び応募団体からの説明と質疑応答が行われました。

今回、公募に応じたのは1団体であり、選定委員による採点の結果、基準を満たしていることから株式会社甘木観光ホテル甘木館が指定管理者候補者として選定されたものです。

審査に当たりましては、施設等の修理費用の負担についてただしたところ、市と指定管理者が負担するものを分けており、指定管理者の負担額の上限も定めているとのことです。また、経営状況が悪化した場合における指定管理料の増額についてもただしたところ、5年間の指定管理料に基づき契約を行うためすぐに対応できるものではないが、指定管理者と協議を行っていくとのことです。なお、現在の指定管理者とは健全な施設運営を行うための情報交換を毎月行っており、次期指定管理者とも継続していくとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第115号議案指定管理者の指定について（学童保育所）です。

本件は、金川学童保育所及び大福学童保育所の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に議決を求められているものです。

両学童保育所の指定管理者はNPO法人きずな朝倉、指定の期間は令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間です。現在、両学童保育所は業務委託契約によりNPO法人きずな朝倉が運営を行っています。令和7年度から指定管理制度に移行することになりますが、指定管理者の募集については非公募としました。

これは、国が定める運営指針において、子どもの健全育成や地域の実情について理解を十分に有する主体が継続的・安定的に運営することを望ましいとされていること。また、第三次朝倉市総合計画における市民協働と活気ある地域づくりの推進の観点からも、NPO法人といった地域団体が適切であること。

さらに、現在の業務委託での運営について保護者や支援委員へのアンケート調査や事業者へのヒアリング調査を行ったところ、概ね計画どおりに運営されており、保護者や支援員、地域と連携した円滑な運営やサービスの向上、支援員の雇用改善等も実施され、今後も適切な運営が見込まれる状況であったためです。

所管する子ども未来課において、提案された事業計画書、収支計画書等の書類審査の結果、適格と判断したことからNPO法人きずな朝倉を指定管理者候補として選定したものです。

審査に当たりましては、次の更新時期における募集の在り方についてただしたところ、原則、公募になるが実情等を考慮し検討していくとのことです。

本委員会としましては、非公募ではあったが適切に検討された結果であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第116号議案指定管理者の指定について（老人福祉センター）です。

本件は、朝倉市朝倉老人福祉センター及び朝倉市杷木老人福祉センターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に議決を求められているものです。

両施設の指定管理者は社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会で、指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。両施設は平成21年の指定管理者制度導入時から朝倉市社会福祉協議会が指定管理者を受託していますが、今年度末に指定期限を迎えるにあたり、本年9月に指定管理者の公募が行われました。

その後、10月に開催された朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、事業計画書、収支計画書等の書類審査及び応募団体からの説明と質疑応答が行われました。今回公募に応じたのは1団体であり、選定委員による採点の結果、基準を満たしていることから、朝倉市社会福祉協議会が指定管理者候補として選定されたものです。

審査に当たりましては、これまで両施設は公募により指定管理者を募集していたが、社会福祉協議会は指名による候補者選定に該当する事業者ではないのかという点についてただしました。

執行部によりますと、施設の事業内容は老人の健康福祉や教養、相談等である一方、指定管理業務は利用許可や料金の徴収等の施設の維持管理であり、これらを効率的に運営する観点が必要であることから、指定管理者の選定方法については検討が必要とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第118号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

本件は、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に369万8,000円を追加し、予算の総額を4億4,369万9,000円とするものです。

補正内容は、歳入では国家公務員の給与改定方針に準じて行う職員給与費等の増額改定の財源として188万9,000円を財政調整基金から繰入れます。

また、前年度からの繰越金180万9,000円です。歳出では、職員給与費等及び会計年度任用職員の報酬等の増額分369万8,000円です。

審査に当たりましては、特別会計における給与改定率についてただしたところ、1.49%とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第119号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

です。

本件は、歳入歳出予算の総額に898万6,000円を追加し、予算の総額を62億4,249万5,000円とするものです。

補正内容は、歳入では国家公務員の給与改定方針に準じて行う職員給与費等の増額改定の財源として898万6,000円を一般会計から繰入れます。

歳出では、職員給与費等及び会計年度任用職員の報酬等の増額分898万6,000円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。6番。

○環境民生常任副委員長（徳永秀俊君） 説明の中で、第114号議案の説明の中で、朝倉市健康福祉館の指定管理を指定するにあたりと申し上げましたが、正しくは指定管理者を指定するにあたりでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第101号議案専決処分について（朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第104号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第114号議案指定管理者の指定について(健康福祉館)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第115号議案指定管理者の指定について(学童保育所)を議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第115号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第116号議案指定管理者の指定について(老人福祉センター)を議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第116号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第118号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第118号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第119号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第119号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。よろしく申し上げます。

午後零時7分休憩

---

午後1時零分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第106号議案ほか5件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 加藤正二君登壇)

○建設経済常任委員長(加藤正二君) ただいま議題となりました第106号議案ほか5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第106号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、朝倉市新庁舎建設工事について、物価等の急激な変動により、請負契約額を変更する必要性が生じたことに伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額57億7,500万円を59億8,510万円に改めるものです。本件は、令和6年1月臨時会での議決を経て、前田・才田・羽野特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したもので、今回の変更により、請負契約額は2億1,010万円の増額となります。

審査に当たりましては、今後、同様のインフレスライド適用による契約額変更の可能性があるかについてたどしました。

執行部によりますと、毎年国交省が公共工事設計の労務単価等の見直しを行っており、

それに基づき、福岡県から来年3月あたりに新労務単価が示されることが予測され、新庁舎建設工事の竣工が11月であるため、新労務単価に基づき、もう一度インフレスライド適用による契約額の変更を行う可能性があるとのこと。

本委員会としましては、今後の進捗状況等について随時報告することを要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第107号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、平成29年7月、九州北部豪雨により被災した黒川地区（疣目口・元ノ目換地区）の農地改良復旧工事について、物価等の急激な変動、雑物混じりの土砂の搬出、それに伴う雑物処理、令和5年災のうち小規模なものの追加及び現地精査による設計数量の変更により、請負契約額を変更する必要性が生じたため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額2億273万円を3億425万5,600円に改めるものです。本件は、令和2年12月定例会での議決を経て、株式会社才田組と工事請負契約を締結していたもので、今回の変更により請負契約額は1億152万5,600円の増額となります。

本委員会としましては、今回の変更は物価等の急激な変動、現地精査等に対するものであり、やむを得ないと判断し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第108号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、第107号議案と同じく、平成29年7月、九州北部豪雨により被災した黒川地区（宮園・馬場・北小路換地区）の農地改良復旧工事について、物価等の急激な変動、雑物混じりの土砂の搬出、それに伴う雑物処理、令和5年災のうち小規模なものの追加及び現地精査による設計数量の変更により、請負契約額を変更する必要性が生じたため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額3億8,929万円を5億4,965万2,400円に改めるものです。本件は、令和2年12月定例会での議決を経て、株式会社環境施設と工事請負契約を締結していたもので、今回の変更により請負契約額は1億6,026万2,400円の増額となります。

本委員会としましては、今回の変更は物価等の急激な変動、現地精査等に対するものであり、やむを得ないと判断し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第109号議案財産の取得についてです。

本件は、菱野区自治会ほか個人13人から土地を取得するにあたり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

取得する土地の面積は7万4,208平方メートルで、取得価格は1億118万7,152円です。

当該地は災害で発生した土砂処分先として取得するものです。

審査に当たりましては、まず土砂処分先を取得することが初めてかどうか。次に、今後同じような処分先の買取予定があるかどうかについてたずねました。

執行部によりますと、これまでに土砂処分場として借り上げ、農地を嵩上げ、整地を行い戻すということは行ったことがあるが、今後も想定される災害の土砂受入先を取得すべきとの考えから初めて取得するとのこと。また、今後の買い取りについては、今時点で予定はないとのこと。

本委員会としましては、土地取得後の土砂処分場建設に向けて安全性や環境面に十分配慮して進めていくことを要望し、今まで懸案事項であった土砂処分の問題が解消されることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第110号議案財産の取得についてです。

取得する財産は、排水ユニット2台で取得価格は2億1,670万円です。契約の相手方は株式会社福岡トーハツです。

審査に当たりましては、まず購入する排水ユニットを2台とした理由についてたずねました。

執行部によりますと、床上浸水被害の軽減策として、10年確率降雨を基準にポンプ容量を算出した場合、1分間に90トンの排出が可能なユニットが必要であるためとのこと。

次に、排水ユニットの耐用年数についてたずねました。

執行部によりますと、ホース等は経年劣化による定期的な交換が必要となるものの、ユニット本体は概ね20年程度は使用できるとのこと。

最後に、購入した排水ユニットを原鶴雨水調整池付近以外で使用することが可能であるかについてたずねました。

執行部によりますと、今回購入した排水ユニットは原則として、原鶴雨水調整池付近の分水路堤防上に設置した格納庫に収納しておくが、移動が可能であるため、その他の地域での使用もできるとのこと。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第112号議案市道路線の認定についてです。

当正寺4号線、延長28.6メートル、幅員5メートルから15.0メートル。当路線は、朝倉市土地開発指導要項に基づく開発行為により、整備された道路施設として移譲を受けたため、市道の認定を行うものです。

審査に当たりまして、本委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

（建設経済常任委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

それでは、第106号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（朝倉市新庁舎）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（疣目口・元ノ目換地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（宮園・馬場・北小路換地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第109号議案財産の取得について（土地）を議題とし、討論を行います。御意見

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第110号議案財産の取得について(排水ユニット)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第102号議案専決処分について(令和6年度朝倉市一般会計補正予算(第4号))を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第103号議案の審議を行います。

それでは、第103号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第117号議案の審議を行います。議案書（2）をお開きください。

それでは、第117号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第117号議案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第1号議員の派遣についての審議を行います。発議案第1号をお開きください。

お諮りいたします。発議案第1号については、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第1号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任いただきと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお開きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時21分閉会